

所管部課	子ども未来部保育課	部長	志村 明子		
件名	東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>(1) 国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容                  第24条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。                  第55条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。</p> <p>(3) 施行日                  公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果                  国の基準と整合性を保つことができる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課において審査済み					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等) 令和6年第2回市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。